

令和元年度社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査状況の概要について

〔 令和2年8月19日
健康福祉局 〕

1 趣旨

社会福祉法第56条の規定等に基づき実施した令和元年度の社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査状況の概要について、取りまとめを行った。

2 重点事項

社会福祉法人	① 改正社会福祉法に基づく運営体制確保, ② 公益的取組の推進, ③ 適正な法人運営と経営機能の強化, ④ 適正な事務, 会計処理の確保
社会福祉施設	① 利用者個人の尊厳の保持, ② 適切な利用者支援, ③ 防災対策及び感染症の予防対策, ④ 適切な施設運営と職員管理

3 実施状況

(単位: 法人, 施設, %)

区 分	令和元年度			平成30年度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
社会福祉法人	60	19 (19)	31.7 (31.7)	60	22 (22)	36.7 (36.7)
社会福祉施設	302	284 (119)	94.0 (39.4)	292	252 (92)	86.3 (31.5)
児童のための施設	108	90 (69)	83.3 (63.9)	98	58 (32)	59.2 (32.7)
高齢者のための施設	156	156 (40)	100.0 (25.6)	156	156 (60)	100.0 (38.5)
障害者のための施設	38	38 (10)	100.0 (26.3)	38	38 (0)	100.0 (0.0)

(注) 1 対象数とは、県が所管する社会福祉法人、社会福祉施設（公立施設を含む。）の数である。

2 () 内は、指導監査を実施したもののうち、書面を除く実地により指導監査した社会福祉法人及び社会福祉施設の数である。

3 児童のための施設には、障害児の施設を含む。

4 監査結果

(1) 指摘件数

(単位: 法人, 施設, %)

区 分	令和元年度			平成30年度		
	実施数	指摘法人 ・施設	指摘率	実施数	指摘法人 ・施設	指摘率
社会福祉法人	19 (19)	7 (7)	36.8 (36.8)	22 (22)	8 (8)	36.4 (36.4)
社会福祉施設	284 (119)	74 (65)	26.1 (54.6)	252 (92)	53 (40)	21.0 (43.5)
児童のための施設	90 (69)	44 (43)	48.9 (62.3)	58 (32)	16 (16)	27.6 (50.0)
高齢者のための施設	156 (40)	13 (12)	8.3 (30.0)	156 (60)	37 (24)	23.7 (40.0)
障害者のための施設	38 (10)	17 (10)	44.7 (100.0)	38 (0)	0 (0)	0.0 (—)

(注) () 内は、指導監査を実施したもののうち、書面を除く実地により指導監査した社会福祉法人及び社会福祉施設の数である。

(2) 指摘事項

指導監査の結果、指摘の多かった事項は、次のとおりである。

(単位：法人・施設、%)

区 分	主 な 指 摘 事 項	令和元年度		平成30年度	
		指摘法人 ・施設数 (B)	指摘率 (B/A)	指摘法人 ・施設数	指摘率
社会福祉法人 ・実施法人 19 (A) ・指摘法人 7 ・指摘延件数 25	決算関係書類が不適切	3	15.8	4	18.2
	寄附金の取扱いが不適切	2	10.5	0	0.0
	理事会の要議決事項に係る審議が未実施	1	5.3	3	13.6
	役員等の構成が不適切	1	5.3	1	4.5
	固定資産台帳の管理が不十分	1	5.3	0	0.0
児童のための施設 ・実施施設 90 (A) ・指摘施設 44 ・指摘延件数 134	福祉サービスの自己評価が未実施等	19	21.1	8	13.8
	児童の健康診断の実施項目が不十分	15	16.7	0	0.0
	非常災害対策計画が未作成	11	12.2	4	6.9
	環境衛生検査が未実施	7	7.8	0	0.0
	消防設備、避難設備等の点検が未実施	6	6.7	2	3.4
高齢者のための施設 ・実施施設 156 (A) ・指摘施設 13 ・指摘延件数 27	事故防止対策の取組が不十分	8	5.1	5	3.2
	必要な消火訓練・避難訓練等が未実施	4	2.6	6	3.8
	職員の健康診断が不十分	3	1.9	8	5.1
	利用者の事故について市町への報告が未実施	3	1.9	1	0.6
	身体的拘束等の適正化の取組が不十分	2	1.3	8	5.1
障害者のための施設 ・実施施設 38 (A) ・指摘施設 17 ・指摘延件数 48	非常災害対策計画が未作成	12	31.6	0	0.0
	利用者の事故について県及び市町への報告が未実施	4	10.5	0	0.0
	施設における重要事項の掲示が未実施	3	7.9	0	0.0
	身体的拘束等の適正化の取組が不十分	3	7.9	0	0.0
	入所者預り金管理に関する事務処理が不十分	3	7.9	0	0.0

(注) 主な指摘事項は、指摘件数の多かった上位5位までの指摘事項。
障害者のための施設については、平成30年度の実地監査未実施。

5 指摘事項への対応状況

指導監査において指摘事項のあった社会福祉法人・社会福祉施設については、指導監査後、文書による報告を受け、改善状況の確認を行った。今後も引き続き、適正な法人・施設運営が図られ、利用者本位のサービスが提供されるよう、改善状況のフォローアップを実施する。

6 指摘事項の注意喚起

県が所管する社会福祉法人・社会福祉施設に対し、指摘事項のうち法令違反等に該当するものについて、適切に対応するよう文書で通知した。